

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

○救急医療機関の認定	(医療政策課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧	(水産業振興課)	三
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	四
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	四
○保安林の指定施業要件の変更	(同)	四
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	五
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(防災砂防課)	五
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(食産業振興課)	六
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	六
○宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則		六
○少年指導委員の委嘱		七
○宮城県公報第二〇二九号(平成二十一年一月三十日付け)中		七

## 告示

○宮城県告示第八百六十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和二年十一月六日

宮城県知事 村井嘉浩

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人社団脳健会 仙台東脳神経外科 病院	仙台市宮城野区岩切一丁目 十二番一号	令和二年十一月一日	令和五年十月三十一日

○宮城県告示第八百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和二年十一月六日

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二〇七〇〇五四四	グループホーム陽だまりの丘 名取市大手町五丁目 六番地の一	共同生活援助	特定非営利活動法人 エイユレイユ	令和二年十一月一日
○四二〇三〇〇一五四	大地 塩竈市清水沢二丁目 十九番十一号	共同生活援助	株式会社 Sueany Oc	令和二年十一月一日

○宮城県告示第八百六十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和二年十一月六日から令和二年十一月二十日まで縦覧に供する。

令和二年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項		縦 覧 場 所
發起人の住所及び氏名 気仙沼市入沢二番九号 佐藤 亮輔 気仙沼市南郷二十七番地十六 小野寺 敬儀	加入区 気仙沼加入区	宮城県気仙沼市魚市場前八番二五号
宮城県気仙沼市唐桑町東舞根二〇八一 鈴木 章登 宮城県気仙沼市唐桑町西舞根一三三一 畠山 哲	唐桑加入区 唐桑支所	宮城県気仙沼市唐桑町字馬場百七十六一
石巻市北上町十三浜字小泊九番地 阿部 一也 石巻市北上町十三浜字大室十番地五 佐藤 肇	北上町十三浜加入区 宮城県漁業協同組合北上町十三浜支所	宮城県石巻市北上町十三浜猪の沢七十一四
石巻市二子一丁目七番地四 小川 英樹 石巻市二子三丁目二番地三 西村 久治	河北町大川加入区 宮城県漁業協同組合河北町支所	宮城県石巻市渡波字栄田九十七
石巻市泊浜泊四十三 阿部 勝 石巻市泊浜泊二十一 平塚 竹男	牡鹿町泊浜加入区 宮城県漁業協同組合谷川支所	宮城県石巻市谷川浜中井道十三一四
石巻市小測浜小測八十二 木村 千之 石巻市給分浜桜畑十二番地八	表浜加入区 宮城県漁業協同組合表浜支所	宮城県石巻市給分浜羽黒下三一十

阿部 泰正 石巻市狐崎浜字鹿立屋敷六十二 石森 裕治 石巻市福貴浦字土手三十一七	石巻市東部加入区 宮城県漁業協同組合石巻市東部支所	宮城県石巻市狐崎浜字鹿立屋敷四十二
石巻市渡波字祝田二十一番地九市宮祝田復興住宅一 高橋 文生 石巻市塩富町一丁目三番二五号 青木 英文	石巻市万石浦渡波加入区 宮城県漁業協同組合石巻湾支所	宮城県石巻市塩富町一丁目一三
東松島市矢本字二反走三百三十八一十四 及川 輝明 東松島市小松字上砂利田五十七 相澤 太	矢本町加入区 宮城県漁業協同組合矢本支所	宮城県東松島市大曲字沼尻十四一十二
宮城県東松島市宮戸字鹿島一丁目三番地四 門馬 猛 宮城県東松島市宮戸字鹿島一丁目三番地二 奥田 敏雄	宮戸加入区 宮城県漁業協同組合宮戸支所	宮城県東松島市宮戸字前田五十七一
宮城県東松島市宮戸字里二一 尾形 文秀 宮城県東松島市宮戸字里八十一番地八 櫻井 健甲	宮戸西部加入区 宮城県漁業協同組合宮戸西部支所	宮城県東松島市宮戸字里八十一一十一
塩釜市牛生町十四番二号 赤間 元男 塩釜市舟入二丁目四番二一 一号	大塩釜加入区 宮城県漁業協同組合塩釜市第一支所	宮城県塩釜市新浜町三丁目六一二十七

株式会社丸要漁業部	塩釜市北浜四丁目五番十二号	大塩釜加入区	塩釜地区機船漁業協同組合	宮城県塩釜市新浜町三丁目四
櫻井 武	宮城県塩釜市杉の入三丁目十一番十号	大塩釜加入区	塩釜市漁業協同組合	宮城県塩釜市新浜町三丁目三十一十七
宮城県塩釜市字杉の入裏三十九番地	櫻井 悟			
杉浦 守之	石巻市渡波字下榎壇百六十八番地八	石巻市万石浦渡波加入区	渡波漁船漁業協同組合	宮城県石巻市魚町二丁目十二一三
代表取締役 鈴木 廣志	石巻市さくら町一丁目五番地八			
株式会社鈴木漁業	石巻市湊町二丁目六番七号	石巻市加入区	石巻市漁業協同組合	宮城県石巻市魚町二丁目十三一四
代表取締役 鈴木 廣志	今野 正子			
橋浦 偉夫	石巻市開北一丁目九番七十四号			
橋浦 偉次	宮城県名取市美田園北十四一七市営住宅美田園北団地第二十二号	閉上加入区	宮城県漁業協同組合 仙南支所(閉上)	宮城県亘理郡亘理町荒浜字築港通り六一二十二
鈴木 保	宮城県名取市小塚原字東中塚三百十四一			
佐藤 秀秋	塩釜市浦戸桂島字庵寺二十九番地	塩釜市浦戸加入区	宮城県漁業協同組合 塩釜市浦戸支所	宮城県塩釜市浦戸桂島字庵寺三十一三
内海 勇一	塩釜市浦戸石浜字本石浜七十五番地			

代表取締役 佐藤 秀 塩釜市新浜町二丁目十七番二十九号 小玉漁業有限公司 代表取締役 小玉 祐樹	大塩釜加入区	宮城県近海底曳網漁業協同組合	宮城県塩釜市新浜町一丁目十一番十五号
塩釜市行楽十一番二十号 佐藤 寛 多賀城市高橋三丁目十五番二十六号一三号 飯沼 始			

○宮城県告示第八百六十九号  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
 令和二年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所  
 仙台市若林区井土字須賀三の一・三の二・三の三・三の九・三の一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、三の一〇
  - 二 保安林として指定された目的  
 飛砂の防備
  - 三 解除の理由  
 指定理由の消滅
  - 二一 解除予定保安林の所在場所  
 仙台市若林区井土字須賀三の一・三の二・三の三・三の九・三の一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、三の一〇
  - 二 保安林として指定された目的  
 公衆の保健
  - 三 解除の理由  
 指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第八百七十号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十一月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 馬籠志津川線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
気仙沼市本吉町午王野沢七番一地从先から 同市本吉町午王野沢七番一地从先まで	前	後	四・七	三〇・九
	後	前	九・九	三〇・九
気仙沼市本吉町午王野沢七番一地从先から 同市本吉町午王野沢七番一地从先まで	前	後	五・九	三三・九
	後	前	一七・四	三〇・九
気仙沼市本吉町午王野沢七番一地从先から 同市本吉町午王野沢七番一地从先まで	前	後	一六・一	三三・九
	後	前	二二・八	三三・九
気仙沼市本吉町午王野沢三五番一地从先から 同市本吉町午王野沢三五番一地从先まで	前	後	五・七	一〇一・〇
	後	前	一・二・九	一〇一・〇
気仙沼市本吉町午王野沢三五番一地从先から 同市本吉町午王野沢三五番一地从先まで	前	後	五・七	一〇一・〇
	後	前	三二・〇	一〇一・〇
本吉郡南三陸町志津川字立沢一番三地从先から 同郡同町志津川字立沢一番三地从先まで	前	後	六・一	一九・〇
	後	前	一・二・二	一九・〇
本吉郡南三陸町志津川字立沢一番三地从先から 同郡同町志津川字立沢一番三地从先まで	前	後	六・一	一〇〇・〇
	後	前	八・一	一〇〇・〇
本吉郡南三陸町志津川字立沢一番三地从先から 同郡同町志津川字立沢一番三地从先まで	前	後	六・七	一〇〇・〇
	後	前	二・三・七	一〇〇・〇
本吉郡南三陸町志津川字立沢一番三地从先から 同郡同町志津川字立沢一番三地从先まで	前	後	六・九	一〇〇・〇
	後	前	三・一・一	一〇〇・〇

ら	後	九・七	一〇〇・〇
同郡同町志津川字立沢一番三地从先まで		三・五・〇	

○宮城県告示第八百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十一月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路 線 名 石巻松島自転車道線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
東松島市浜市字榎場一番二五地先から 同市浜市字榎場一番一九五地先まで	前	後	四・九	一四四・一
	後	前	七・八	一四四・一
同市浜市字榎場一番一九五地先まで	前	後	四・九	一九・七
	後	前	六・五	一九・七

○宮城県告示第八百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（平成二十年三月十一日宮城県告示第二百三十五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同法第七条第六項において準用する同条第四項及び第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和二年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	縦 覧 場 所
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	宮城郡利府町神谷沢字金沢（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台北土木事務所
金沢		

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第八百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和二年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項に関する事	縦覧場所
金沢	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町神谷沢字金沢（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災防課及び宮城県仙台土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 食育・地産地消推進事業及び県産水産物需要喚起事業業務（飲食店等における県産農林水産物の消費回復、拡大支援業務） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農政部食産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和二年十月六日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社ユーメディア 仙台市若林区六丁目の西町四番十二号
- 五 契約金額 五千六百四十三万四千四百六十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 東松島市大曲字堺堀百九十一番一、百九十一番二、百九十一番十四、百九十一番十五、百五十三番十二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 東京都西東京市北原町三丁目二番二十二号 株式会社 アーネストワン

### 教育委員会

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月六日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十二号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表宮城県仙台二華高等学校の項を削り、同表宮城県泉館山高等学校の項から宮城

県宮城広瀬高等学校の項までの規定中

「二四〇 二八〇」を「二四〇 二四〇」に改め、同

表宮城県仙台東高等学校の項中

「二〇〇 二四〇」を「二〇〇 二〇〇」に改め、同表宮城

県石巻工業高等学校の項中

「八〇」を「四〇」に改め、同表宮城県石巻商業高等学校の

項中 「一六〇 二〇〇」を「一六〇 一六〇」に改め、同表宮城県大河原商業高等学校の項

中「

男女	八〇
----	----

」を「

男女	四〇
----	----

」に改め、同表宮城県黒川高等学校の項中

「

四〇	八〇
----	----

」を「

四〇	四〇
----	----

」に改め、別表第一第二号の表宮城県仙台二華高等

学校の項中「

—
---

」を「

二四〇
-----

」に改め、同表宮城県石巻北高等学校の項中

「

男女	二〇〇
----	-----

」を「

男女	一六〇
----	-----

」に改める。

別表第二第一号の表宮城県石巻北高等学校飯野川校の項中「

—	四〇
---	----

」を

「

—	—
---	---

」に改め、別表第二第二号の表宮城県石巻北高等学校飯野川校の項中

「

四〇	—
----	---

」を「

四〇	四〇
----	----

」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第145号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項に規定する少年指導委員を令和2年11月1日付けで、次のとおり委嘱する。

令和2年11月6日

宮城県公安委員長 佐藤 勘三郎

活動区域	少年指導委員の氏名及び住所	
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年宮	佐藤 賢一	宮城県岩沼市中央4丁目3番43号

「城県条例第32号）別表に規定する宮城県岩沼警察署の管轄区域

正 誤

○宮城県公報第二〇二九号（平成二十一年一月三十日付け）中

ページ 段 行 正 誤  
二二一 下 一 田未満 一 鏡未満